

原管発官 R3 第 8 号

2021 年 4 月 7 日

原子力規制委員会

委員長 更田 豊志 様

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 23 第 2 項の規定に基づき命令に係る弁明の要望について（回答）

2021 年 3 月 31 日付原規放発第 2103312 号にて通知をいただきました、当社柏崎刈羽原子力発電所に対する処分につきまして、当社として弁明はありませんので、その旨回答致します。

なお、上記通知における「2. 不利益処分の原因となる事実」の記載のうち、「点検、保守を行わず」「定期的な評価及び改善を行っていなかった」とのご指摘につきましては、事業者として実施していた「点検、保守」や「定期的な評価及び改善」が、貴委員会による検査等の結果としてそれぞれ「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 91 条第 2 項第 21 号で義務付けられた核物質防護設備の点検、保守」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 91 条第 2 項第 30 号で義務付けられた定期的な評価及び改善」としては十分に有効なものと評価できないとご判断されたものと理解しております。

当社といたしましては、本件につきましてご指摘いただいた事項を真摯に受け止めており、今後の調査により原因究明及び再発防止対策の検討をまいります。

以上